

サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや松山市の窓口に相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや松山市の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

2 申請します

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、松山市の窓口に要介護認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業は、65歳以上の人を利用する介護予防を目的とした事業です。

34ページへ



認定調査を受けるときのポイントは？

● 体調のよいとき（通常時）に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

● 困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくと安心です。

● 家族などに同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

● 日常の補装具があれば伝える

つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。

3 認定調査が行われます

● 認定調査

松山市の職員などが自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。（全国共通の調査票が使われます）



● 主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患や心身の状況などについて記入します。



主な調査項目

基本調査

- 麻痺等の有無
 - 排尿
 - 拘縮の有無
 - 排便
 - 寝返り
 - 清潔
 - 起き上がり
 - 衣服着脱
 - 座位保持
 - 外出頻度
 - 両足での立位保持
 - 意思の伝達
 - 歩行
 - 記憶・理解
 - 立ち上がり
 - 片足での立位
 - 大声を出す
 - 移乗
 - ひどい物忘れ
 - 片動
 - 薬の内服
 - 移動
 - 金銭の管理
 - えん下
 - 日常の意思決定
 - 過去14日間に受けた医療
 - 食事摂取
 - 日常生活自立度
- など

概況調査

特記事項

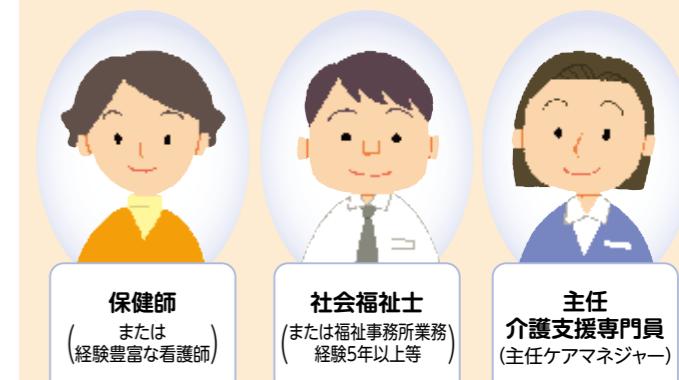
居宅介護支援事業者

市区町村の指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口になり、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



保健師
(または
経験豊富な看護師)

社会福祉士
(または
経験5年以上等)

主任
介護支援専門員
(主任ケアマネジャー)

※詳しくはP47へ



要介護状態が審査、認定されます

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

一次判定（コンピュータ判定）

公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。

特記事項

調査票には盛り込めない事項などが記入されます。

主治医意見書

かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書です。

二次判定（介護認定審査会）

松山市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に分けて認定されます。

- 要介護1～5→介護保険の介護サービスが受けられます
- 要支援1・2→介護保険の介護予防サービスなどが受けられます
- 非該当→松山市が独自で行う一般介護予防事業が利用できます

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

更新手続き

要介護・要支援認定は、有効期間があります。引き続き、介護サービスなどの利用を希望する場合は、更新手続きが必要です。更新の申請は、有効期間満了日の60日前から行うことができます。事業対象者の登録を行う場合、更新申請は不要です。ケアマネジャーにご相談ください。

高齢者の所得税法、地方税法上の控除

要支援・要介護の認定を受けている65歳以上の方は、税金の控除を受けることができますので、介護保険課までお問い合わせください。

要介護状態区分

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

介護保険の対象者で、介護保険サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援1

要支援2

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

事業対象者

要支援1・2の人で、認定の更新手続きをせずに、基本チェックリストの基準に該当した人です。要介護状態が軽く、介護予防・生活支援サービス事業によって生活機能が改善する可能性が高い人などです。

非該当

介護サービス（介護給付）を利用できます

14ページへ

介護予防サービス（予防給付）を利用できます

20ページへ

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）を利用できます

32ページへ

一般介護予防事業を利用できます

34ページへ